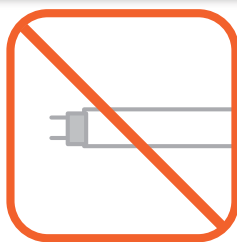


緊急!

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、
すべての一般照明用蛍光ランプの製造と輸出入が2027年末
までに禁止と決定しました。 ※既に一般照明用の高圧水銀ランプについては、
製造と輸出入は2020年末までに禁止されています。

**蛍光ランプが
なくなる前に
LED照明器具に
交換しましょう!**

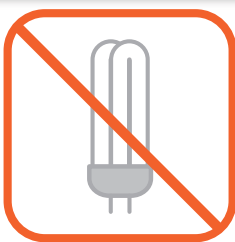
禁止が決定した蛍光ランプ



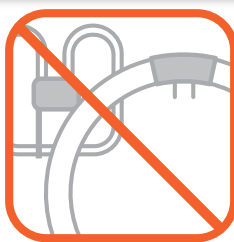
直管蛍光ランプ



電球形蛍光ランプ



コンパクト形蛍光ランプ



非直管蛍光ランプ

詳細は
裏面へ

禁止となるのは製造と輸出入です。在庫品の流通や販売、既存製品の継続使用は可能です。

蛍光灯照明器具をLED化する際、
既に長期間使用されているものが多く、

まるごと照明器具交換を推奨します。

直管LEDランプを用いたLED化では、
右記のような

重大事故に繋がる可能性
があります。



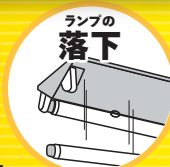
原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い^{*1}
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足^{*2}
- 継続使用した安定器の劣化 など^{*3}



原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形



- *1 蛍光灯器具には様々な点灯方式があります。LEDランプ種別選択を誤ると不安全となるリスクがあります。
*2 直管LEDランプで、既設の蛍光灯器具の安定器を取り除く改造を行うものであっても、既設の蛍光灯器具では、通常10V未満の低い電圧しかかからないことを前提に
して、ソケット部に求められる絶縁性能が定められています。直管LEDランプを使用する場合、想定以上の電圧がかかり、不安全となるリスクがあります。
*3 安定器などに使用される絶縁材料は、10年を過ぎると故障率が増加し始めます。(JIS C 8105-1「照明器具—第1部：安全性要求事項通則解説」)

既設の蛍光灯器具をLED化する際は**器具交換**を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する
場合は**JLMA301に適合した光源**を採用されることをお勧めします。



JLMA301

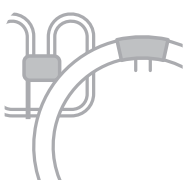


既設の蛍光灯器具にLED化改造工事を行うと、既設照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

すべての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入が2027年末までに禁止になります。LED照明器具に交換をお願いします。

禁止となるのは製造と輸出入です。在庫品の流通や販売、既存製品の継続使用は可能です。

※赤い背景の箇所が今回追加された内容です。

ランプの種類	イメージ	最初の条約規制 禁止期限	追加条約規制 禁止期限
電球形 蛍光灯 (CFLi)		一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 2020年末までに禁止	一般照明用 30W以下、水銀含有5mg以下 2025年末までに禁止 一般照明用 30W超、水銀含有全て 2026年末までに禁止
コンパクト形 蛍光灯 (CFLni)		一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 2020年末までに禁止	一般照明用 30W以下、水銀含有5mg以下 2026年末までに禁止
直管 蛍光灯 (LFL)		一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg超 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg超 2020年末までに禁止	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg超 2027年末までに禁止 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て 2026年末までに禁止
非直管 蛍光灯 (NFLs)		—	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 全てのW 2027年末までに禁止 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 全てのW 2026年末までに禁止

水銀に関する 水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。

【経緯】国連環境計画(UNEP)では、第25回管理理事会(2009年)において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための政府間交渉を開始すること、そのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2013年までのとりまとめを目指すことに合意しました。政府間交渉は2010年に開始され、2013年1月に「政府間交渉委員会第5回会合」(INC5)において条約の条文案が合意されました。2013年10月には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われました。

10年
たったら
黄信号!

15年
たったら
赤信号!

外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。

照明器具の交換目安は約10年です!



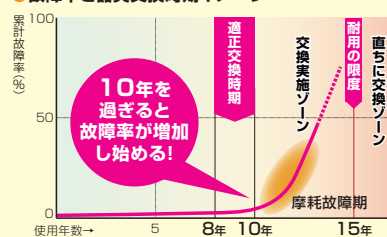
「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

10年経過した照明器具は点検し交換の検討が必要です。ランプ以外の照明器具の部品も使用年数に伴い劣化します。

また、照明器具の耐用の限度(15年)を過ぎると故障率が増大し、続けて使用するには危険が伴うので、ただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全と安心のため、お使いの照明器具の適正交換時期を確認いただき、蛍光灯照明器具から**LED照明器具へのお取替え**を、ご検討くださるようお願いいたします。

●故障率と器具交換時期イメージ



JIS C 8105-1「照明器具—第1部:安全性要求事項通則」解説
に基づきJLMA作成